

行政改革研究会 公平委員会の共同処理検討部会 報告書

平成31年3月25日

1はじめに

「公平委員会に係る事務」については、県内の多くの市町村において、公平委員のなり手不足や事務処理のノウハウ不足等、様々な課題を抱えている。

平成29年度の行政改革研究会「地方公共団体相互間の協力部会」においては、「公平委員会に係る事務」を共同処理することにより、市町村が抱える多くの課題の解決が期待でき、また、効率的な行財政運営を行う上で高い効果が認められると整理された。

一方で、同部会において、共同処理が進まない理由として「団体間における検討や調整の場がない。」ことが挙げられており、これを解決するため本部会が設置されたものである。

2 本部会の目標

検討部会を構成する市町村において、共同処理の方法と共同処理団体の枠組みを決定する。
(1) 共同処理の実施に関する説明資料の作成（部会構成団体内部における検討用）
(2) 部会構成団体に対する共同処理の意向確認
(3) 共同処理の事務局となり得る団体との調整

3 検討及び調整

上記の目標達成に向け、全国における公平委員会の共同処理に関する実施状況調査【別紙1】や、共同処理を実施している団体との意見交換会を実施し、共同処理導入の検討に必要な情報を整理【別紙2】した上で、各構成団体の意向を確認した。この結果、①共同処理の方法は「共同設置」とすること、②共同設置の代表団体は群馬県市町村総合事務組合が適当であること、の2点について部会としての意思決定をした。

更に、部会の意向を群馬県市町村総合事務組合に説明し、検討を依頼【別紙3】したところ、共同設置の代表団体として参加について了承が得られた。

《本部会の開催状況》

回	開催日	主な検討内容
第1回	平成30年6月27日	公平委員会の共同処理に向けた現状把握及び課題整理並びに部会方針の決定
第2回	平成30年8月3日	公平委員会の共同処理に関する実施状況調査の実施を決定
第3回	平成30年8月24日	公平委員会の共同処理を行っている団体による事例発表及び意見交換を実施
第4回	平成30年10月10日	部会構成団体に対する意向確認の実施を決定
第5回	平成30年12月12日	群馬県市町村総合事務組合における公平委員会の共同設置に向けた調整を進めることを決定
第6回	平成31年2月22日	調整結果の報告及び行政改革研究会への報告事項の整理

《調整結果》

共同処理方法	共同設置
共同処理団体	群馬県市町村総合事務組合 沼田市、安中市、榛東村、上野村、中之条町、東吾妻町、みなかみ町、明和町 ※上記以外の市町村等に対しても共同処理の参加について照会
共同処理の開始予定時期	平成32年4月1日

4 今後に向けて

本部会では、部会構成団体における公平委員会に係る事務の共同処理方法の検討と関係団体間の調整を進めてきたものである。

今後は、共同処理団体において、平成32年4月からの共同処理の開始に向けた詳細の検討・調整を進めていくことしたい。また、共同処理の効果を更に高めるため、多くの団体の共同設置への参加を期待する。

「公平委員会の共同処理に関する実施状況調査」の結果概要

1 機関等の共同設置

(1) 調査対象等の概要

調査対象

全国 78 団体 ※結果については、回答のあった 69 団体の状況を取りまとめたもの

調査項目

- ・事務局の体制等
- ・苦情相談、措置要求及び審査請求の処理状況
- ・年間の事務処理量等（平成 29 年度実績）
- ・他団体主催会議等への委員の参加状況（平成 29 年度）
- ・苦情処理・措置要求・審査請求の処理方法
- ・共同処理に関する費用及び構成団体負担金額（平成 29 年度実績）
- ・共同処理による効果

調査時点

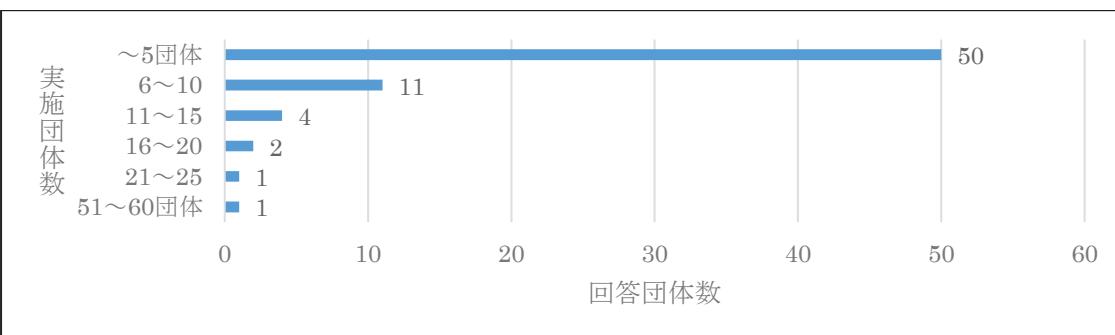
平成 30 年 8 月 1 日現在

(2) 調査結果概要

① 実施団体数

公平委員会の共同設置に係る実施団体数の平均は 5.65 団体、10 団体以下のものが約 9 割（59 団体）を占める状況となっており、比較的小規模での共同設置を行っていることが分かる。【図 1 参照】

【図 1 共同設置の実施団体数】



② 代表団体（事務局設置団体）

代表団体は、市が 48 団体、一部事務組合等（一部事務組合及び広域連合）が 13 団体、町が 8 団体であり、市が代表団体となっている団体が 7 割を占める状況となっている。

一部事務組合等とその構成市、町若しくは村による共同設置又は市町村のみによる共同設置の場合、規模の大きな市又は構成市、町若しくは村が代表団体となっている。この場合、構成団体数の平均は、それぞれ 3.4 団体及び 3.8 団体にとどまり、小規模な共同設置となっていることがわかる。

一方、複数の市町村及び一部事務組合等による共同設置の場合、構成団体数の平均は、11.9団体と大規模となっている。その代表団体についても、一部事務組合等が最も多くなっており、市町村総合事務組合や広域行政事務組合といった都道府県内全域又は一定の圏域をベースとした一部事務組合等が代表団体となっている。

例えば、比企広域公平委員会（埼玉県・11団体による共同設置）では比企広域市町村圏組合が、長野県町村公平委員会（長野県・56団体）では長野県市町村総合事務組合が、三重県市町公平委員会（三重県・24団体）では三重県市町総合事務組合が、筑紫公平委員会（福岡県・13団体）では筑紫自治振興組合が、それぞれ代表団体となっている。【図2参照】

【図2 構成団体の組み合わせと代表団体】

組み合わせ	団体数	構成団体 数平均	代表団体		
			市	町	一組・広域
市(町・村)と一組	42	3.4	37	4	1
市町村同士	5	3.8	4	1	0
一組同士	4	3	0	0	4
市・町・村・一組	18	11.9	7	3	8

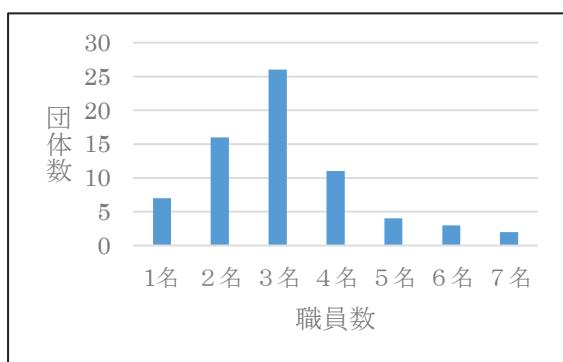
③ 事務局の体制等

事務局の体制については、公平委員会事務局の職員数は、1名（7団体）、2名（16団体）、3名（26団体）、4名（11団体）、5名（4団体）、6名（3団体）、7名（2団体）となっており、69団体中7割の49団体が3人以下の人数で対応している。【図3参照】

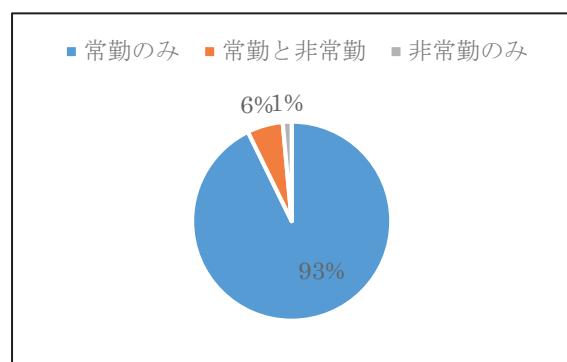
また、事務局職員の身分については、「常勤のみ」が64団体、「常勤と非常勤」が4団体、「非常勤のみ」が1団体となっており、9割を超える団体が常勤職員のみで対応している状況である。

また、「常勤のみ」の64団体中63団体と「非常勤のみ」の1団体に関しては、職員全員が兼務職員となっており、「常勤と非常勤」の4団体についても、常勤職員については4団体全てで職員全員が兼務、非常勤職員については2団体で職員全員が兼務、2団体で職員全員が専務という状況であり、ほとんどの団体の事務局職員が兼務であることがわかる。【図4参照】

【図3 事務局の職員数】

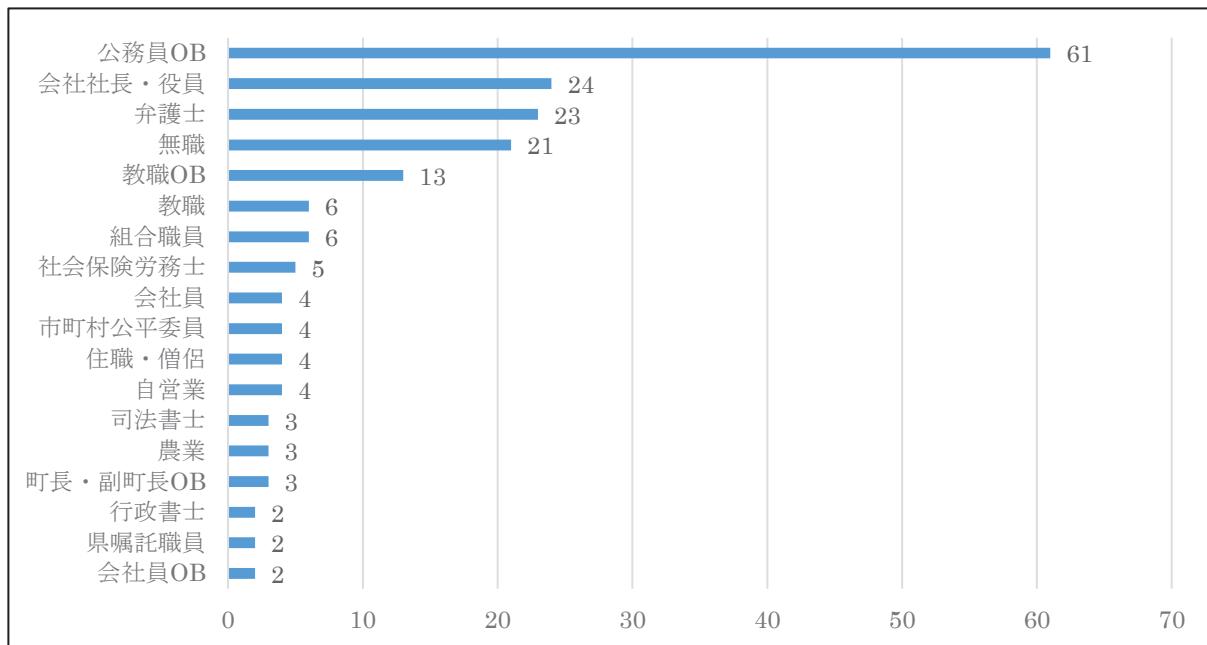


【図4 事務局職員の常勤・非常勤】



次に、委員の職業については、公務員OB(61人)、会社社長・役員(24人)、弁護士(23人)の順に多く、公務員OBが全体の30%を占めていることがわかる。【図5参照】

【図5 委員の職業等】



④ 苦情相談、措置要求及び審査請求の処理状況

ア 過去5年間の新規申立等件数

各団体における過去5年間（平成25年から29年）の新規申立等件数については、苦情相談が54件（1団体平均0.78件）、措置要求が6件（1団体平均0.06件）、審査請求が23件（1団体平均0.33件）であり、非常に少ないことがわかる。【図6参照】

【図6 過去5年間の新規申立件数】

	H25	H26	H27	H28	H29	合計
苦情相談	7	11	7	16	13	54
措置要求	1	2	2	0	1	6
審査請求	6	6	1	5	5	23

※ 苦情処理54件のうち、13件が長野県町村公平委員会（56）、9件が岐阜県大垣地域公平委員会（7）、7件が三重県市町公平委員会（24）で、比較的構成団体数の多いこれら3団体で全体の半分以上を占める状況。（（ ）内は構成団体数）

イ 過去5年間の処理件数

各団体における過去5年間（平成25～29年度）の処理件数については、苦情相談が50件（1団体平均0.72件）、措置要求が5件（1団体平均0.07件）、審査請求が21件（1団体平均0.3件）であり、非常に少ないことがわかる。【図7参照】

【図 7 過去 5 年間の処理件数】

	H25	H26	H27	H28	H29	合計
苦情相談	6	12	5	16	11	50
措置要求	1	0	0	3	1	5
審査請求	4	4	5	4	4	21

※ 苦情処理に関しては上の新規申立件数と同様の状況である。

ウ 平均処理期間（月）

各団体における苦情相談、措置要求、審査請求それぞれの平均処理期間については、苦情処理が平均 1.3 ヶ月、措置要求が平均 8 ヶ月、審査請求が平均 8.2 ヶ月であり、苦情処理に比べて措置要求や審査請求が非常に長い期間を要することがわかる。

(それぞれの内訳に関しては、下の【図 8～10 参照】)

【図 8 苦情処理】

期間	件数
1ヶ月未満	2
1ヶ月	41
2ヶ月	3
3ヶ月	3
6ヶ月	1

【図 9 措置要求】

期間	件数
5ヶ月	1
7ヶ月	1
8ヶ月	1
12ヶ月	1

【図 10 審査請求】

期間	件数
2ヶ月	1
3ヶ月	2
4ヶ月	2
5ヶ月	2
6ヶ月	2
7ヶ月	3
8ヶ月	2
10ヶ月	1
12ヶ月	1
13ヶ月	2
16ヶ月	1
17ヶ月	2

⑤ 年間の事務処理量等（平成 29 年度実績）

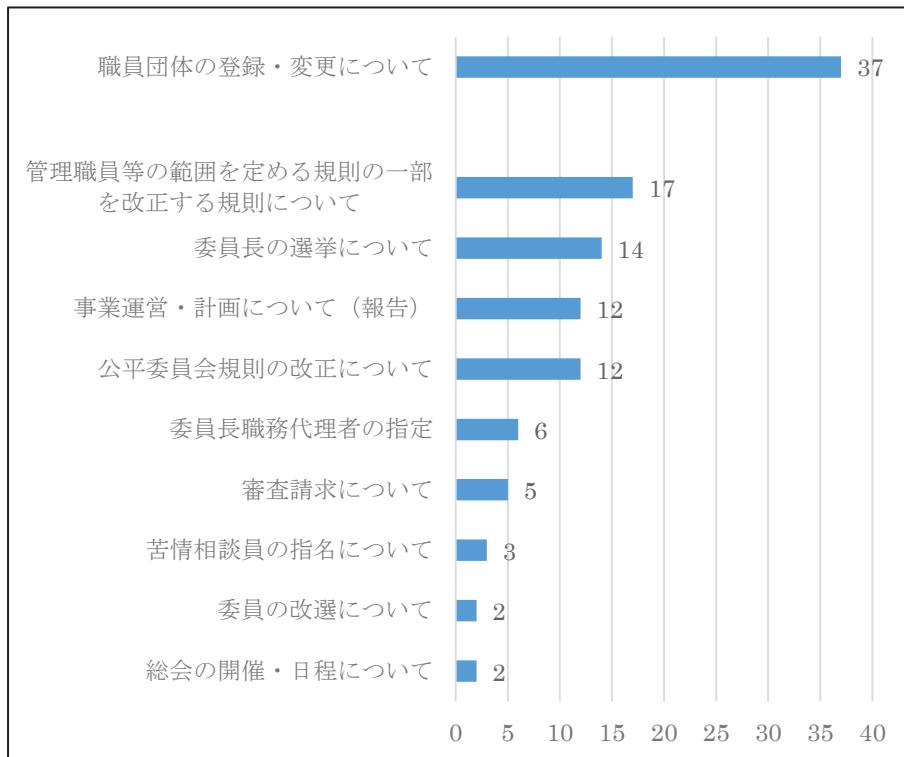
ア 委員会の開催

各団体における委員会の開催数と主な議題について、開催数に関しては 1 団体平均 2.28 回（内訳は【図 11 参照】）で、主な議題は「職員団体の登録・変更」（37 件）、「管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について」（17 件）、「委員長の選挙について」（14 件）の順に多く、「職員団体の登録・変更」が 3 割以上を占める。【図 12 参照】

【図 11 委員会の開催数】

回数	団体数
0	6
1	21
2	19
3	10
4	5
5	3
6	2
8	1
11	1
隨時	1

【図 12 委員会の主な議題】



イ 働きかけに関する任命権者への調査要求

全団体で件数が 0 件だったため省略

ウ 職員団体の登録

各団体における職員団体の登録の年間事務処理量は、1団体平均2.26件であり、件数としては少ないといえる。(内訳は【図13参照】)

【図13 年間事務処理量（職員団体の登録）】

件数	団体数
15	1
10	1
7	3
6	2
5	1
4	3
3	10
2	20
1	11
0	17

エ 公平委員会規則の制定・改廃

各団体における公平委員会規則の制定・改廃の年間事務処理量は、1団体平均0.65件であり、件数としては少ないといえる。(内訳は【図14参照】)

【図14 年間事務処理量（公平委員会規則の制定・改廃）】

件数	団体数
3	2
2	7
1	25
0	35

オ 競争試験・選考の実施

全団体が実施していなかったため省略

カ その他

その他を記入したのは、島根県江津市及び江津邑智消防組合公平委員会の1団体のみで、「事務処理協議」が1件であった。

⑥ 他団体主催会議等への委員の参加状況（平成 29 年度）

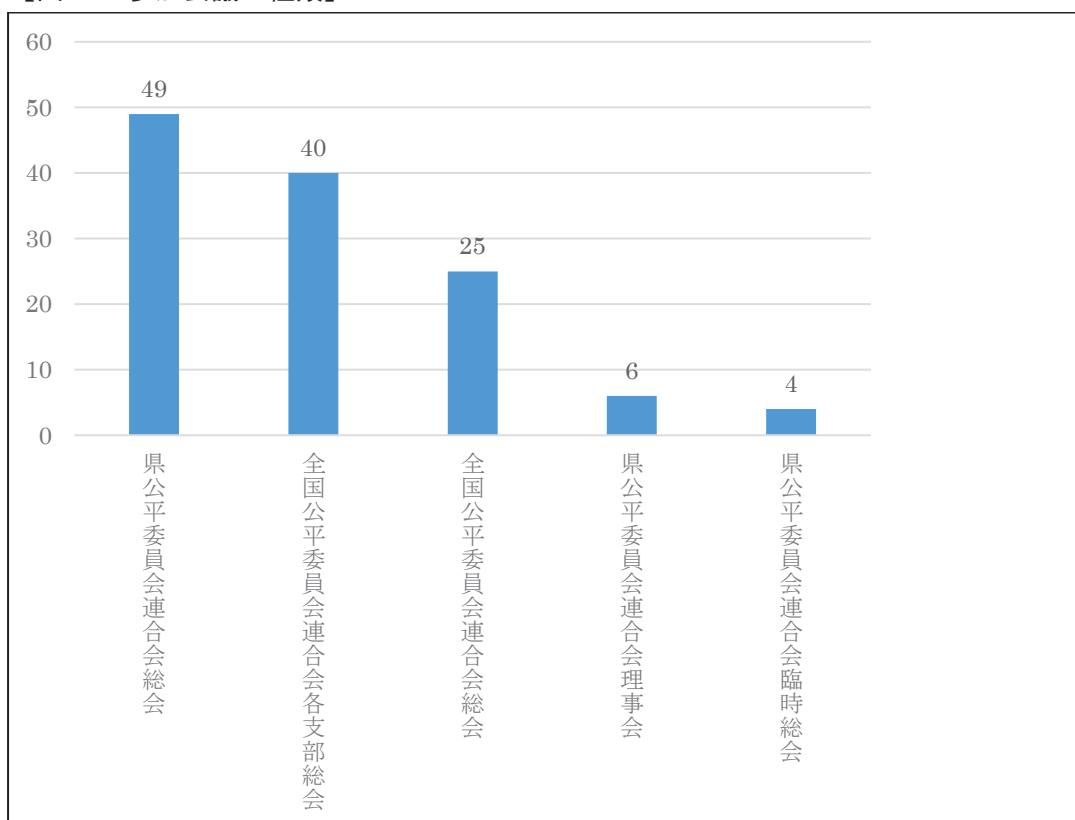
ア 会議

他団体主催の会議への委員の参加状況については、会議の参加回数は 1 団体平均で 2.1 回【図 15 参照】、会議の種類の内訳としては、「県公平委員会連合会総会」(49 件)、「全国公平委員会連合会各支部総会」(40 件)、「全国公平委員会連合会総会」(25 件) の順に多く、これらが全体の 85% を占めている状況である。【図 16 参照】

【図 15 他団体主催会議への参加回数】

回数	団体数
7	1
6	2
4	4
3	23
2	15
1	11
0	13

【図 16 参加会議の種類】



※ 上図では、「その他の会議（8種類）」の10件については数が少ないため省略

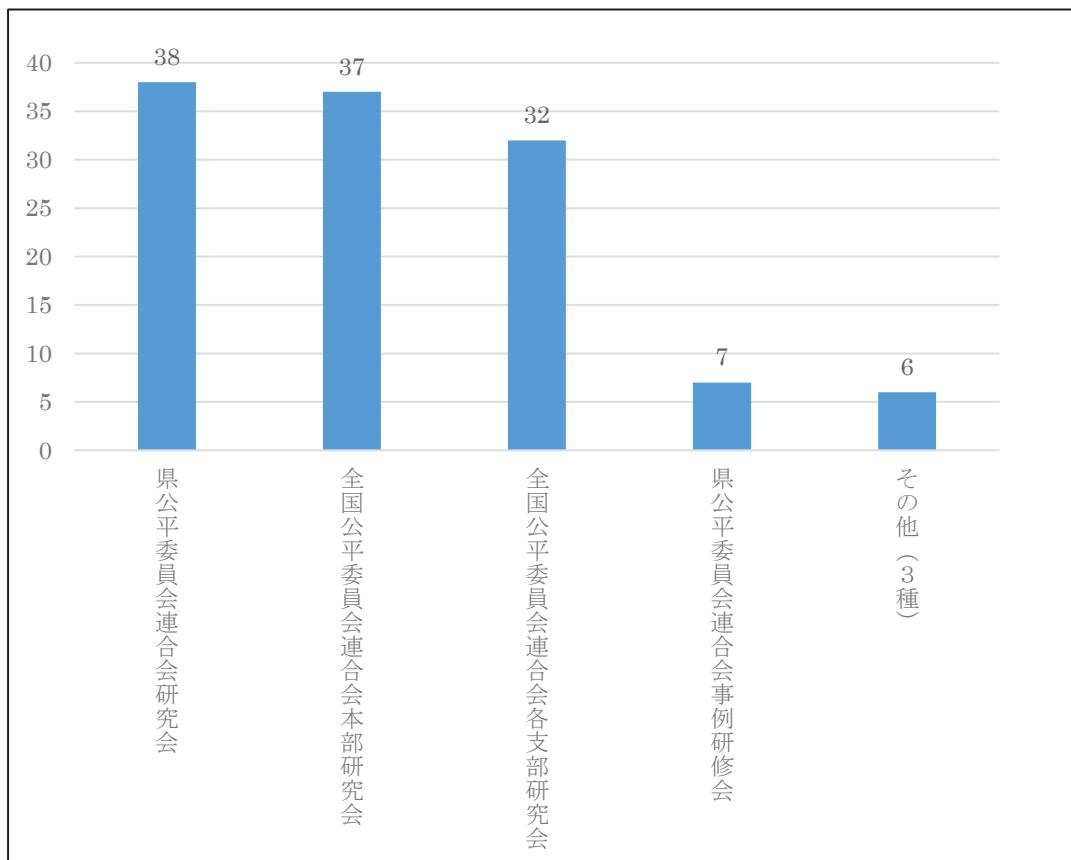
イ 研修会

他団体主催の研修会への委員の参加状況については、研修会の参加回数は 1 団体平均で 2.1 回【図 17 参照】、研修会の種類の内訳としては、「県公平委員会連合会研究会」(38 件)、「全国公平委員会連合会本部研究会」(37 件)、「全国公平委員会連合会各支部研究会」(32 件) の順に多く、これらが全体の 89% を占めている状況である。【図 18 参照】

【図 17 他団体主催研修会への参加回数】

回数	団体数
5	3
4	13
3	14
2	13
1	10
0	16

【図 18 参加研修会の種類】



ウ その他

その他については、兵庫県中播公平委員会の 1 団体のみが回答しており、「西播磨地区公平委員会協議会会計監査」と「兵庫県公平委員会連合会会計監査」の 2 件で、他団体主催の会計監査に参加していることがわかる。

⑦ 苦情処理・措置要求・審査請求の処理方法

ア 苦情処理の処理方法

各団体の苦情処理の処理方法については、まず苦情の受付方法は「電話又はメール」(25件)、「書面又は口頭」(14件)、「郵送又はメール又は訪問」(5件)の順に多く、4割近い団体が「電話又はメール」で対応していることがわかる。【図19参照】

また、受付後の実施方法は、全体の83%に当たる57団体が「①相談員の選定→②苦情者への意向確認（必要に応じて助言等を行う）→③当局との面談及び当局への調査（必要に応じて当局への指導及び当事者の和解の斡旋等を行う）→④委員会にて結果の協議→⑤苦情者、当局への結果報告」の流れで実施していると回答、7団体が「特に定まっていない」と回答した。残り5団体に関しては、2団体が「その他」、3団体が「未記入」であった。

構成団体との連絡調整方法については、「電話又はメール」が44件で一番多く、6割以上の団体が構成団体との連絡は「電話又はメール」で対応していることがわかる。

【図20参照】

【図19 苦情の受付方法】

方法	団体数
電話又はメール	25
書面又は口頭	14
郵送又はメール又は訪問	5
電話又はメール又は訪問	4
定まっていない	4
電話	2
書面	2
電話又は書面	2
郵送又はメール又は訪問又は電話	2
その他(6種)	6
未記入	3

【図20 構成団体との連絡調整方法】

方法	団体数
電話又はメール	44
定まっていない	5
電話等	4
書面又は電話又はメール	3
電話又は郵送	3
書面	2
その他(面談や訪問を含むもの)	4
未記入	4

イ 措置要求の処理方法

各団体の措置要求の処理方法については、まず要求書の受付方法は「郵送又は持参」が59件で一番多く、全体の9割近くを占めている。【図21参照】

次に、要求者との連絡調整方法は、「電話又はメール」が45件で一番多く、全体の7割を占めている。【図22参照】

また、構成団体との連絡調整方法についても、「電話又はメール」が46件で一番多かった。【図23参照】

要求者との連絡調整と構成団体との連絡調整に関しては、61団体が同じ方法で行っており、異なる方法を採用しているのは4団体だけであった。

【図 21 要求書の受付方法】

方法	団体数
郵送又は持参	59
書面	2
定まっていない	2
郵送等	1
持参等	1
電話又は書面	1
未記入	3

【図 22 要求者との連絡調整方法】

方法	団体数
電話又はメール	45
電話等	4
定まっていない	4
郵送又は持参	3
郵送又は電話	2
書面	2
電話又はメール又は郵送	1
電話又は書面又は面談	1
電話又はメール又は書面	1
電話又はメール又は持参	1
電話又はメール又は書面又は面談	1
未記入	4

【図 23 構成団体との連絡調整方法】

方法	団体数
電話又はメール	46
電話等	4
定まっていない	4
郵送又は持参	2
郵送又は電話	3
書面	2
電話又はメール又は郵送	1
電話又は書面又は面談	1
電話又はメール又は書面	1
電話又はメール又は書面又は面談	1
未記入	4

ウ 審査請求の処理方法

各団体の審査請求の処理方法については、まず請求書の受付方法は「郵送又は持参」が 60 件で一番多く、全体の 9 割を占めている。【図 24 参照】

次に、請求者との連絡調整方法は、「電話又はメール」が 45 件で一番多く、全体の 7 割を占めている。【図 25 参照】

また、構成団体との連絡調整方法についても、「電話又はメール」が 47 件で一番多かつた。【図 26 参照】

請求者との連絡調整と構成団体との連絡調整に関しては、59 団体が同じ方法で行っており、異なる方法を採用しているのは 6 団体だけであった。

【図 24 請求書の受付方法】

方法	団体数
郵送又は持参	60
書面	2
郵送等	1
持参等	1
郵送又はメール	1
定まっていない	1
未記入	3

【図 25 請求者との連絡調整方法】

方法	団体数
電話又はメール	45
電話等	5
郵送又は持参	3
定まっていない	3
書面	2
電話又は郵送	2
電話又はメール又は書面	2
電話又はメール又は郵送	1
電話又はメール又は面談	1
電話又はメール又は持参	1
未記入	4

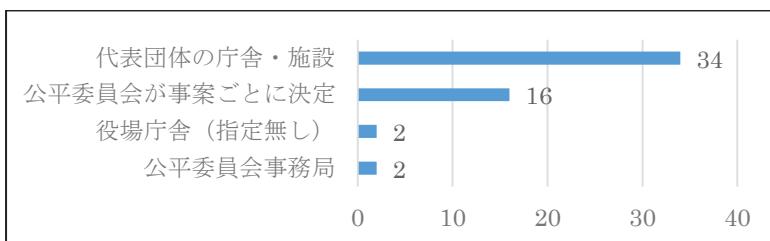
【図 26 構成団体との連絡調整方法】

方法	団体数
電話又はメール	47
電話等	4
郵送又は持参	2
書面	2
電話又は郵送	3
定まっていない	3
電話又はメール又は書面	1
電話又はメール又は郵送	1
電話又はメール又は面談	1
電話又はメール又は書面又は面談	1
未記入	4

エ 口頭審理の実施方法

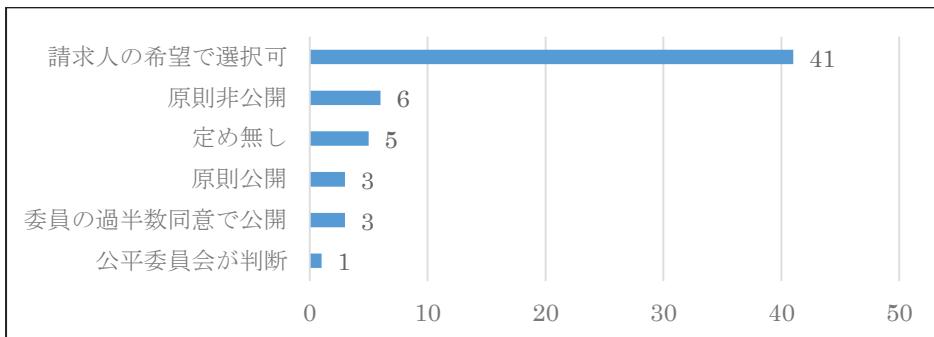
各団体の口頭審理の実施方法については、まず実施場所は「代表団体の庁舎・施設」が34件で一番多く、次に多いのが「公平委員会が事案ごとに決定」で16件であった。6割以上の団体が代表団体（事務所設置団体）の庁舎・施設で口頭審理を実施していることがわかる。【図 27 参照】

【図 27 口頭審理の実施場所】



次に、口頭審理の公開・非公開については、「請求人の希望で選択可」が41団体で一番多く、全体の7割を占めている。【図 28 参照】

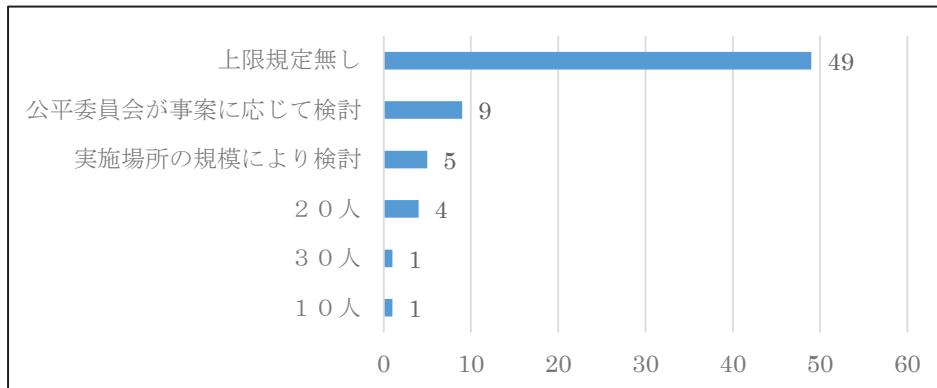
【図 28 口頭審理の公開・非公開】



また、口頭審理を公開する場合の傍聴人数の上限については、「上限は設けていない」が49団体で一番多く、全体の75%を占め、他に「公平委員会が事案に応じて検討」(9団体)、「実施場所の規模により検討」(5団体)等の回答があった。【図29参照】

多くの団体は傍聴人数に上限を設けておらず、状況に応じてその都度判断していることがわかる。

【図29 傍聴人数の上限】



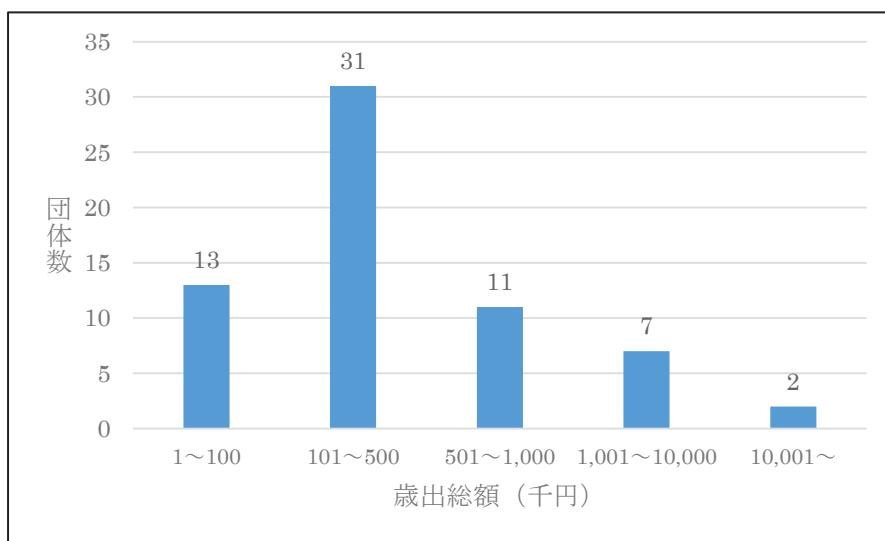
(8) 共同処理に関する費用及び構成団体負担金額（平成29年度実績）

ア 嶸出

各団体の歳出については、歳出総額は「101～500（千円）」が31団体で一番多く、次いで「1～100（千円）」が13団体、「501～1,000（千円）」が11団体であった。およそ7割近くの団体が歳出総額50万円以下という状況である。【図30参照】

また、1構成団体ごとの歳出総額の平均は198.3（千円）であった。（※各団体の歳出総額の合計75,757（千円）を、各団体の構成団体数の合計382（団体）で割った値）

【図30 各団体の歳出総額】



次に、歳出の中の委員報酬について見てみると、委員報酬総額は「1～50（千円）」が21団体、「51～100（千円）」が10団体、「101～500（千円）」が31団体、「501（千円）以上」が5団体で、1団体平均158.6（千円）であった。

また、1構成団体ごとの委員報酬総額の平均は28.6（千円）であった。（※各団体の委員報酬総額の合計10,942（千円）を、各団体の構成団体数の合計382（団体）で割った値）

イ 構成団体負担金

各団体の構成団体負担金については、負担金総額は、「101～300（千円）」が最も多く16団体で、次いで「301～500（千円）」の13団体で、これらで4割以上を占めた。

【図31 参照】

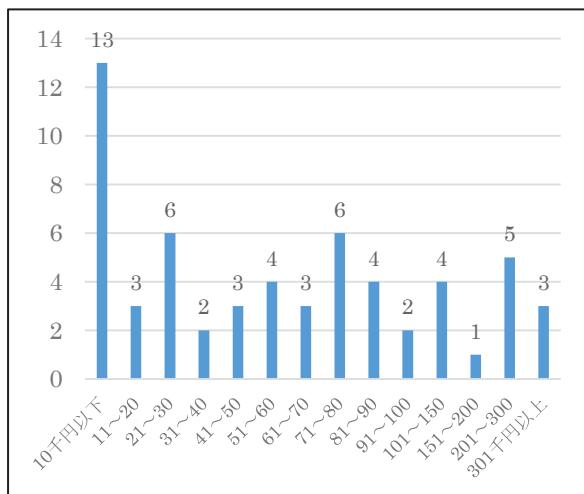
【図31 構成団体負担金総額

金額	団体数
1～10	6
11～50	9
51～100	2
101～300	16
301～500	13
501～1000	8
1001～3000	2
3001以上	3

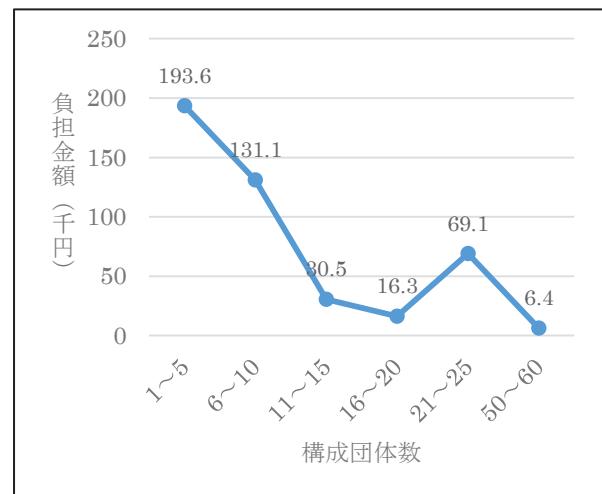
また、1構成団体ごとの負担金総額の平均は127.2（千円）であり、（その内訳は以下【図32参考】）およそ8割の構成団体が10万円以下の負担であることがわかる。

さらに、構成団体数が多くなるほど、1構成団体当たり負担金額が低減する傾向が見られる。【図33参考】

【図32 構成団体あたりの負担金総額】



【図33 1団体当たり負担金額(構成団体数別)】



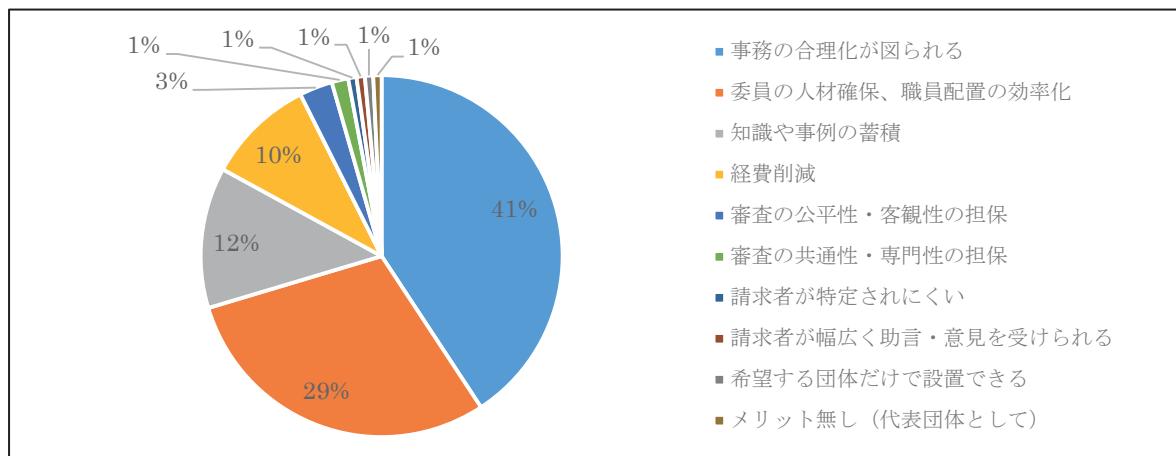
⑨ 共同処理による効果

ア 共同処理のメリット

共同処理によるメリットについては、最も多かったのが「事務の合理化が図られる」で、55 団体が回答した。次いで、「委員の人材確保・職員配置の効率化」が 40 団体、「知識や事例の蓄積」が 17 団体であった。

他の回答としては、「経費削減」(13 件)、「審査の公平性・客観性の確保」(4 件) 等があった。【図 34 参照】

【図 34 共同処理のメリット】

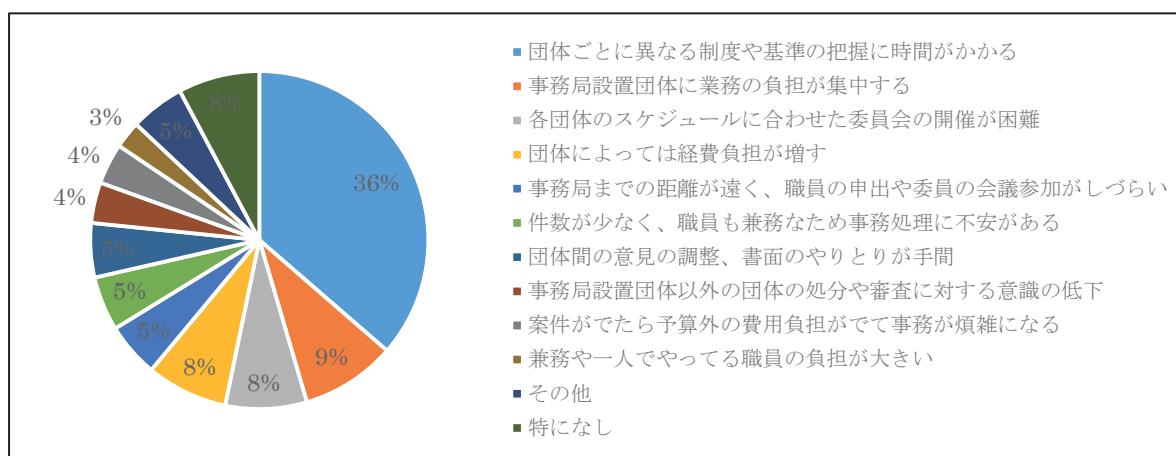


イ 共同処理のデメリット

共同処理によるデメリットについては、最も多かったのが「構成団体ごとに異なる制度や基準の把握に時間がかかる」で、28 団体が回答した。次いで、「事務局設置団体に業務の負担が集中する」が 7 団体、「各団体のスケジュールに合わせた委員会の開催が困難」と「団体によっては経費負担が増す」が 6 団体であった。

他の回答としては、「事務局までの距離が遠く、職員の申出や委員の会議参加がしづらい」(4 団体)、「件数が少なく、職員も兼務なため事務処理に不安がある」(4 団体) 等があった。【図 35 参照】

【図 35 共同処理のデメリット】



2 人事委員会への事務の委託

(1) 調査対象等の概要

調査対象

全国 36 団体 ※結果については、回答のあった 31 団体の状況を取りまとめたもの

調査項目

- ・事務局の体制等
- ・苦情相談、措置要求及び審査請求の処理状況
- ・年間の事務処理量等（平成 29 年度実績）
- ・他団体主催会議等への委員の参加状況（平成 29 年度）
- ・苦情処理・措置要求・審査請求の処理方法
- ・共同処理に関する費用及び構成団体負担金額（平成 29 年度実績）
- ・共同処理による効果

調査時点

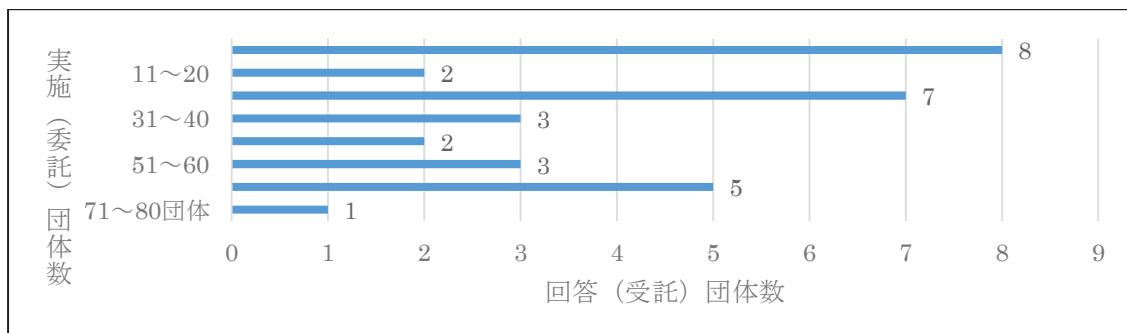
平成 30 年 8 月 1 日現在

(2) 調査結果概要

① 実施団体数

人事委員会への公平委員会事務の委託に係る実施（委託）団体数の平均は 32.77 団体、20 団体以上のものが約 3 分の 2 (21 団体) を占める状況となっており、比較的大規模での共同処理を行っていることが分かる。【図 1 参照】

【図 1 事務委託の実施団体数】



② 受託団体

受託団体については、都道府県が 29 団体、政令市が 2 団体（さいたま市、名古屋市）であった。

なお、政令市に事務を委託している団体は、当該市を構成団体とする一部事務組合等のみであった。

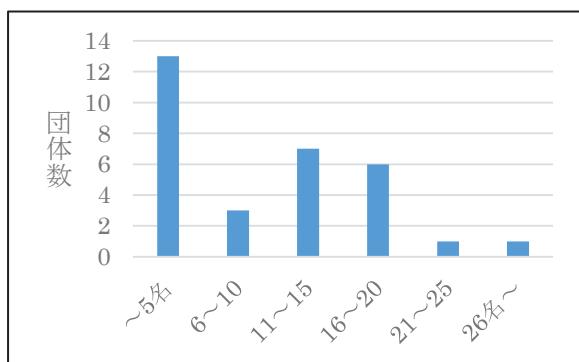
③ 事務局の体制

事務局の体制については、人事委員会事務局の職員数は、1~5名（13団体）、6~10名（3団体）、11~15名（7団体）、16~20名（6団体）、21~25名（1団体）、26名以上（1団体）となっており、各団体によってばらつきはあるものの、4割以上の団体は5名以下の人数で対応していることがわかる。【図2参照】

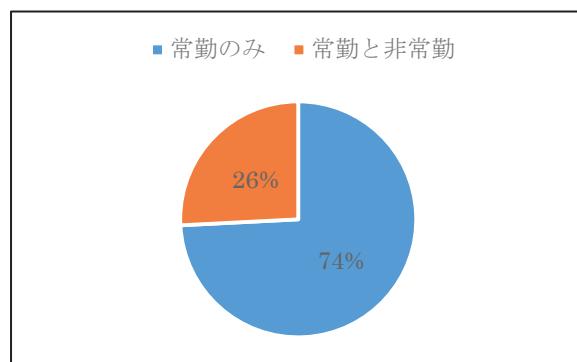
また、事務局職員の身分については、「常勤のみ」が23団体、「常勤と非常勤」が8団体となっており、7割以上の団体が常勤職員のみで対応している状況である。

また、「常勤のみ」の23団体のうち17団体で職員全員が専務、5団体で職員全員が兼務、1団体で専務・兼務半々であり、また、「常勤と非常勤」の8団体に関しては、非常勤職員はどの団体も全員専務、常勤職員に関しては、3団体で全員専務、1団体で全員兼務、残り4団体は数人のみ兼務で残りは専務という状況で、多くの団体の事務局職員が専務であることがわかる。【図3参照】

【図2 事務局の職員数】

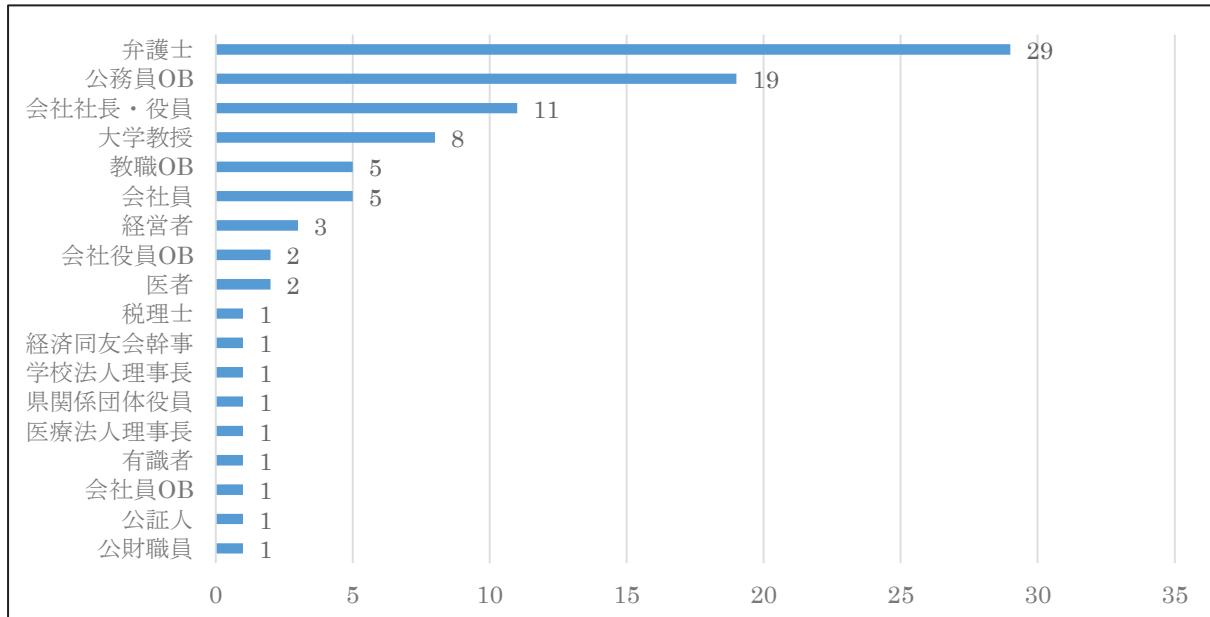


【図3 事務局職員の常勤・非常勤】



次に、委員の職業については、弁護士（29人）、公務員OB（19人）、会社社長・役員（11人）の順に多く、弁護士が全体の31%を占めていることがわかる。【図4参照】

【図4 委員の職業等】



④ 苦情相談、措置要求及び審査請求の処理状況

ア 過去5年間の新規申立等件数

各団体における過去5年間（平成25年から29年）の新規申立等件数については、苦情相談が355件（1団体平均11.5件）、措置要求が10件（1団体平均0.32件）、審査請求が48件（1団体平均1.55件）であり、比較的少ないことがわかる。【図5参照】

【図5 過去5年間の新規申立件数】

	H25	H26	H27	H28	H29	合計
苦情相談	63	44	59	79	110	355
措置要求	1	4	1	1	3	10
審査請求	8	15	9	7	9	48

イ 過去5年間の処理件数

各団体における過去5年間（平成25年から29年）の処理件数については、苦情相談が353件（1団体平均11.4件）、措置要求が11件（1団体平均0.35件）、審査請求が43件（1団体平均1.39件）であり、比較的少ないことがわかる。【図6参照】

【図6 過去5年間の処理件数】

	H25	H26	H27	H28	H29	合計
苦情相談	63	42	61	78	109	353
措置要求	1	4	1	2	3	11
審査請求	8	10	13	6	6	43

ウ 平均処理期間（月）

各団体における苦情相談、措置要求、審査請求それぞれの平均処理期間については、苦情処理が平均1.25ヶ月、措置要求が平均7.1ヶ月、審査請求が平均13.6ヶ月であり、苦情処理に比べて措置要求や審査請求が非常に長い期間を要することがわかる。

（それぞれの内訳に関しては、下の【図7～9参照】）

【図7 苦情処理】

期間	件数
1ヶ月未満	9
1ヶ月	243
2ヶ月	19
3ヶ月	3
4ヶ月	3
6ヶ月	2
8ヶ月	1
19ヶ月	1
算出無し	72

【図8 措置要求】

期間	件数
1ヶ月	1
3ヶ月	2
5ヶ月	1
6ヶ月	2
7ヶ月	2
8ヶ月	2
24ヶ月	1

【図9 審査請求】

期間	件数
1ヶ月	1
3ヶ月	3
4ヶ月	6
6ヶ月	1
9ヶ月	6
12ヶ月	6
13ヶ月	1
14ヶ月	1
17ヶ月	6
18ヶ月	1
21ヶ月	4
22ヶ月	2
35ヶ月	1
68ヶ月	1
取り下げ	3

⑤ 年間の事務処理量等（平成 29 年度実績）

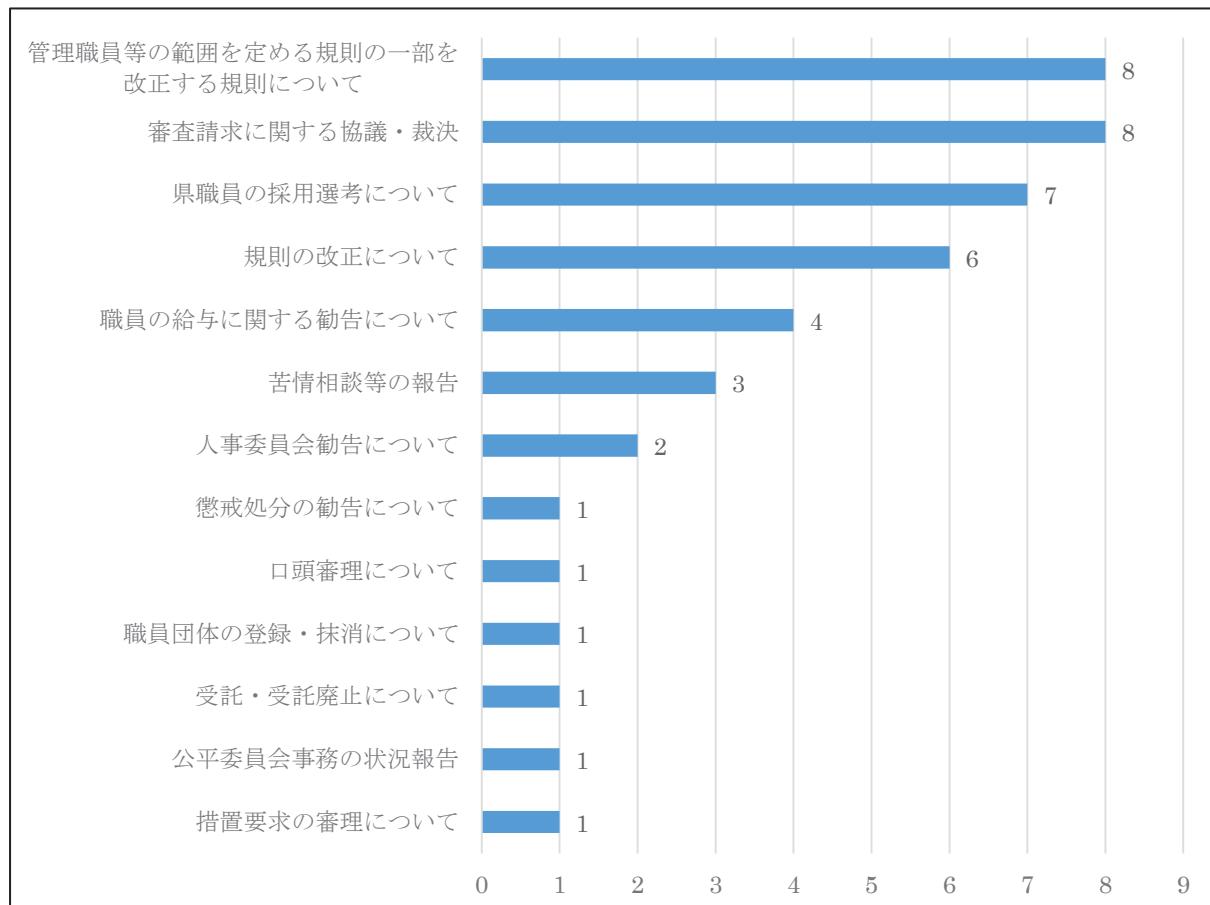
ア 委員会の開催

各団体における委員会の開催数と主な議題について、開催数に関しては 1 団体平均 8.8 回（内訳は【図 10 参照】）で、主な議題は、「管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について」（8 件）、「審査請求に関する協議・裁決」（8 件）、「県職員の採用選考について」（7 件）の順に多かった。【図 11 参照】

【図 10 委員会の開催数】

回数	団体数
0	11
1	4
2	2
4	2
5	1
6	1
10	1
24	1
25	5
28	1
29	2

【図 11 委員会の主な議題】



イ 働きかけに関する任命権者への調査要求

全団体で件数が 0 件だったため省略

ウ 職員団体の登録

各団体における職員団体の登録の年間事務処理量は、1 団体平均 12.5 件である。

(内訳は【図 12 参照】)

【図 12 年間事務処理量（職員団体の登録）】

件数	団体数
41	1
38	1
37	1
36	1
32	1
29	1
24	1
16	3
15	1
12	2
11	2
10	1
8	1
7	1
6	1
4	1
3	2
0	9

エ 公平委員会規則の制定・改廃

各団体における公平委員会規則の制定・改廃の年間事務処理量は、1 団体平均 2.8 件であり、件数としては少ないといえる。(内訳は【図 13 参照】)

【図 13 年間事務処理量（公平委員会規則の制定・改廃）】

件数	団体数
34	1
20	1
5	2
4	1
3	2
2	2
1	9
0	13

オ 競争試験・選考の実施

愛媛県人事委員会の 1 団体のみが「有り」と回答した。

カ その他

その他で回答したのは4団体で内容は下記の通りである。

団体	内容
徳島県人事委員会	<ul style="list-style-type: none"> 条例等に対する意見の申し出（10件） 労働基準監督機関としての職権行使（186件）
愛媛県人事委員会	<ul style="list-style-type: none"> 給与に関する調査及び勧告・報告に関する事務（29年度実績自体は0） 労働基準監督機関としての職権行使（29年度実績自体は0）
高知県人事委員会	<ul style="list-style-type: none"> 業務報告（地公法第58条の2）（1件）
佐賀県人事委員会	<ul style="list-style-type: none"> 受託事務費の調定（38件） 管理職員等の範囲規則改正（6件） 新規団体の事務委託（1件）

⑥ 他団体主催会議等への委員の参加状況（平成29年度）

ア 会議

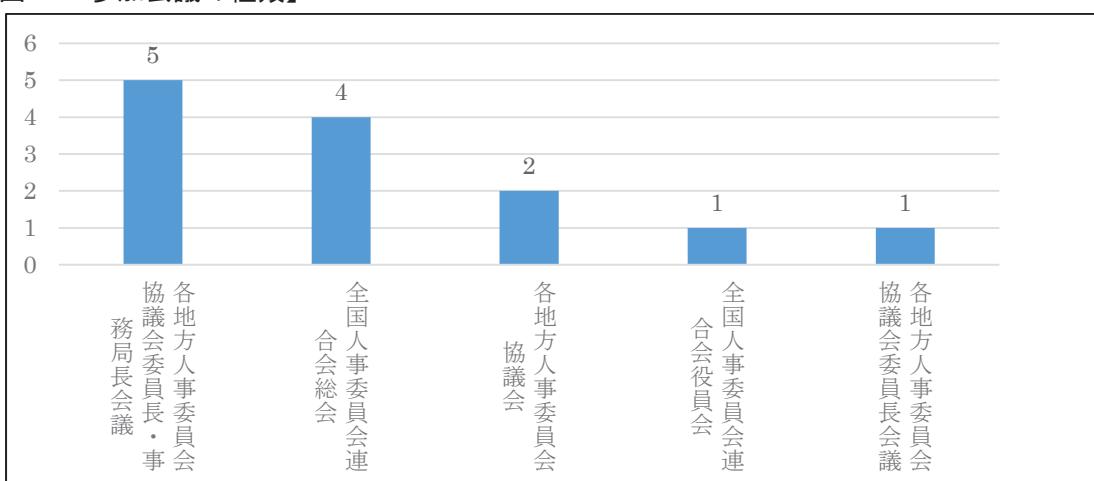
他団体主催の会議への委員の参加状況については、会議の参加回数は1団体平均で0.4回と少ない。【図14参照】

会議の種類の内訳としては、「各地方人事委員会協議会委員長・事務局長会議」（5件）、「全国人事委員会連合会総会」（4件）、「各地方人事委員会協議会」（2件）の順に多い。【図15参照】

【図14 他団体主催会議への参加回数】

回数	団体数
3	3
2	2
0	26

【図15 参加会議の種類】



イ 研修会

他団体主催の研修会への委員の参加状況については、研修会の参加回数は 1 団体平均で 0.26 回と非常に少ない。【図 16 参照】

なお、研修会の種類は、すべて「全国人事委員会連合会公平審査事務研修会」である。

【図 16 他団体主催研修会への参加回数】

回数	団体数
1	8
0	23

ウ その他

その他については回答が無かったため省略。

⑦ 苦情処理・措置要求・審査請求の処理方法

ア 苦情処理の処理方法

各団体の苦情処理の処理方法については、まず苦情の受付方法は「電話又はメール又は面談又は郵送」(10 件)、「電話又はメール」(6 件) の 2 つが多かった。【図 17 参照】

また、受付後の実施方法は、全体の 93.5% に当たる 29 団体が「①相談員の選定→②苦情者への意向確認（必要に応じて助言等を行う）→③当局との面談及び当局への調査（必要に応じて当局への指導及び当事者の和解の斡旋等を行う）→④委員会にて結果の協議→⑤苦情者、当局への結果報告」の流れで実施していると回答、1 団体が「苦情者への助言等」、「当局への指導・斡旋」、「当局への調査」を事案により使い分けると回答、残り 1 団体が「未記入」であった。

構成団体との連絡調整方法については、「電話又はメール」が 17 件で一番多く、5 割以上の団体が構成団体との連絡は「電話又はメール」で対応していることがわかる。

【図 18 参照】

【図 17 苦情の受付方法】

方法	団体数
電話又はメール又は面談又は郵送	10
電話又はメール	6
電話又はメール又は郵送	3
電話又はメール又は面談	3
電話又は面談又は郵送	3
メール又は面談又は郵送	2
電話又は郵送	1
電話又は面談	1
郵送又はメール又は面談又はFax	1
郵送	1

【図 18 構成団体との連絡調整方法】

方法	団体数
電話又はメール	17
電話	4
電話又はメール又は郵送	3
電話、メール等	2
電話又は面談	2
電話又は郵送	1
電話又はメール又は面談	1
個別に判断	1

イ 措置要求の処理方法

各団体の措置要求の処理方法について、まず要求書の受付方法は、全ての団体が「郵送又は持参」と回答した。

次に、要求者との連絡調整方法は、「電話又はメール」が10件で一番多く、全体の3割を占めている。【図19参照】

また、構成団体との連絡調整方法についても、「電話又はメール」が9件で一番多かった。【図20参照】

要求者との連絡調整と構成団体との連絡調整に関しては、24団体が同じ方法で行っており、異なる方法を採用しているのは6団体のみだった。

【図19 要求者との連絡調整方法】

方法	団体数
電話又はメール	10
電話	3
電話又はメール又は郵送	3
電話又は書面	3
電話又は郵送	2
電話又は書面又はFax	2
電話又はメール又は面談	2
電話又は面談	1
電話、面談等	1
電話、メール等	1
郵送	1
書面	1
未記入	1

【図20 構成団体との連絡調整方法】

方法	団体数
電話又はメール	9
電話	4
電話又は書面	4
電話又はメール又は郵送	2
電話又は書面又はFax	2
電話又はメール又は面談	2
電話又は面談	2
電話、メール等	2
電話又は郵送	1
郵送	1
電話又はメール又は郵送又は持参	1
未記入	1

ウ 審査請求の処理方法

各団体の審査請求の処理方法については、まず請求書の受付方法は、全ての団体が「郵送又は持参」と回答した。

次に、要求者との連絡調整方法は、「電話又はメール」が9件で一番多く、全体の3割を占めている。【図21参照】

また、構成団体との連絡調整方法についても、「電話又はメール」が9件で一番多かった。

【図22参照】

要求者との連絡調整と構成団体との連絡調整に関しては、25団体が同じ方法で行っており、異なる方法を採用しているのは5団体のみだった。

【図21 請求者との連絡調整方法】

方法	団体数
電話又はメール	9
電話	3
電話又はメール又は郵送	3
電話又は書面	3
電話又は郵送	2
電話又はメール又は面談	2
電話又は書面又はFax	2
郵送	2
電話又は面談	1
書面	1
電話、面談等	1
電話等	1
未記入	1

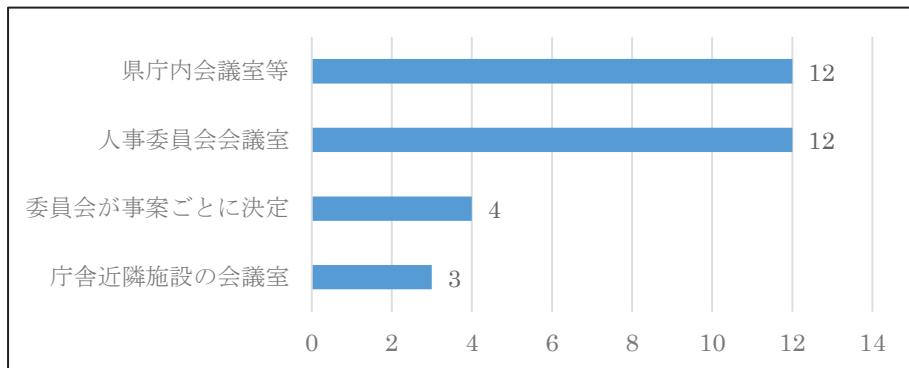
【図22 構成団体との連絡調整方法】

方法	団体数
電話又はメール	9
電話又は書面	4
電話	3
電話又はメール又は郵送	2
電話又はメール又は面談	2
電話又は書面又はFax	2
郵送	2
電話又は面談	2
電話又は郵送	1
電話又はメール又は郵送又は持参	1
電話、メール等	1
電話等	1
未記入	1

エ 口頭審理の実施方法

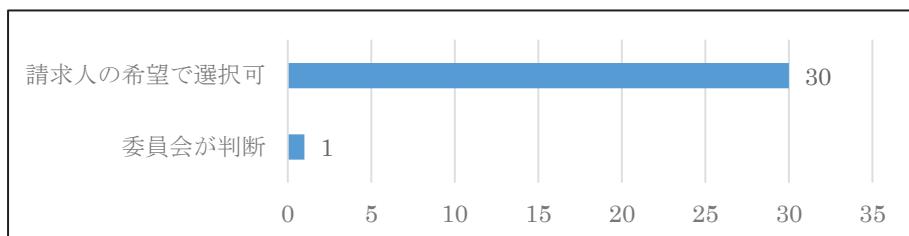
各団体の口頭審理の実施方法については、まず実施場所は「県庁内会議室等」と「人事委員会会議室」がともに12団体で一番多く、この2つで8割近くを占めていることがわかる。【図23参照】

【図23 口頭審理の実施場所】



次に、口頭審理の公開・非公開については、ほぼ全ての団体である30団体が「請求人の希望で選択可」と回答している。【図24参照】

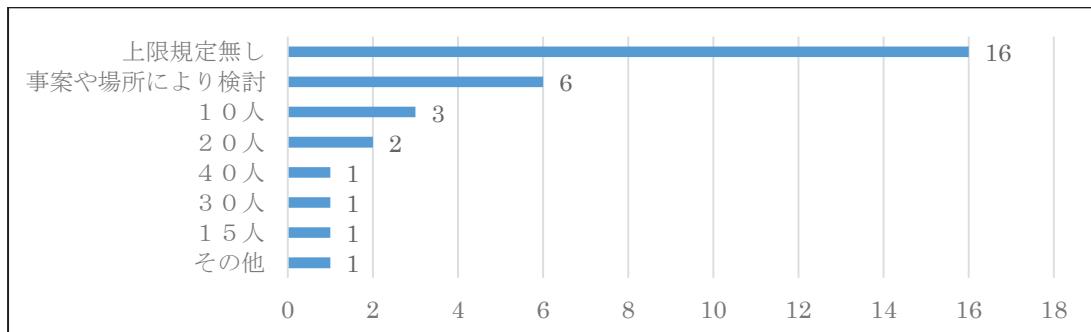
【図24 口頭審理の公開・非公開】



また、口頭審理を公開する場合の傍聴人数の上限については、「上限は設けていない」が16団体、「事案や場所により検討」が6団体で、この2つで全体の7割を占めている。【図25参照】

多くの団体は傍聴人数に上限を設けておらず、状況に応じてその都度判断していることがわかる。

【図25 傍聴人数の上限】

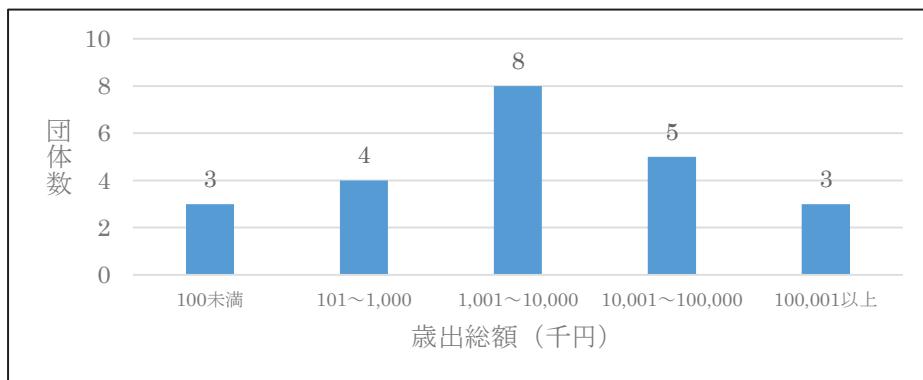


⑧ 共同処理に関する費用及び構成団体負担金額（平成 29 年度実績）

ア 峰出

各団体の峰出については、峰出総額は「1,001～10,000（千円）」が 8 団体で一番多く、次いで「10,001～100,000（千円）以上」が 5 団体、「101～1,000（千円）」が 4 団体であった。【図 26 参照】

【図 26 各団体の峰出総額】



次に、峰出の中の委員報酬について見てみると、委員報酬総額は「1,001～5,000（千円）」が 21 団体、「51～100（千円）」が 10 団体、「101～500（千円）」が 31 団体、「501（千円）以上」が 5 団体で、1 団体平均 158.6（千円）であった。

また、1 構成団体ごとの委員報酬総額の平均は 129.2（千円）であった。（※各団体の委員報酬総額の合計 80,721（千円）を、各団体の構成団体数の合計 625（団体）で割った値）

イ 構成団体負担金

各団体の構成団体負担金については、負担金総額は、「501～1,000（千円）」が最も多く 6 団体で、次いで「301～500（千円）」及び「1,001～3,000（千円）」の各 5 団体で、これらで 6 割以上を占めた。【図 27 参照】

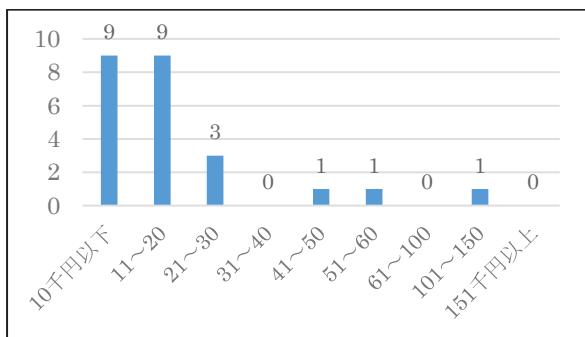
【図 27 構成団体負担金総額】

金額	団体数
1～10	2
11～50	1
51～100	0
101～300	4
301～500	5
501～1,000	6
1,001～3,000	5
3,001 千円以上	1

また、1 構成団体ごとの負担金総額の平均は 20.2（千円）であり、（その内訳は以下【図 28 参照】）8 割以上の構成団体が 30 千円以下の負担であることがわかる。

さらに、構成団体数が多くなるほど、1 構成団体当たり負担金額が低減する傾向が見られる。【図 29 参照】

【図 28 構成団体あたりの負担金総額】



【図 29 1団体当たり負担金額(構成団体数別)】

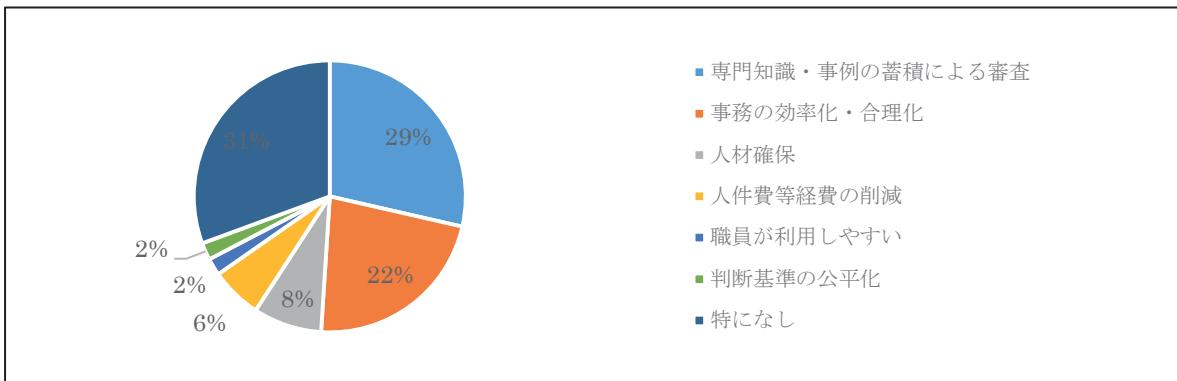


⑨ 共同処理による効果

ア 共同処理のメリット

共同処理によるメリットについては、最も多かったのが「専門知識・事例の蓄積による審査の充実」で、14団体が回答した。次いで、「事務の効率化・合理化」が11団体、「人材確保」が4団体であった。【図30参照】

【図 30 共同処理のメリット】



イ 共同処理のデメリット

共同処理によるデメリットについては、最も多かったのが「構成団体ごとに異なる制度や基準の把握に時間がかかる」で、12団体が回答した。次いで、「事務の複数同時処理による日程調整の困難さや職員の負担増」が3団体、「受託側の負担が大きい」が2団体であった。【図31参照】

【図 31 共同処理のデメリット】



公平委員会の共同処理の実施に関する提案（案）

平成30年〇〇月
公平委員会の共同処理検討部会

◎公平委員会事務の現状と課題

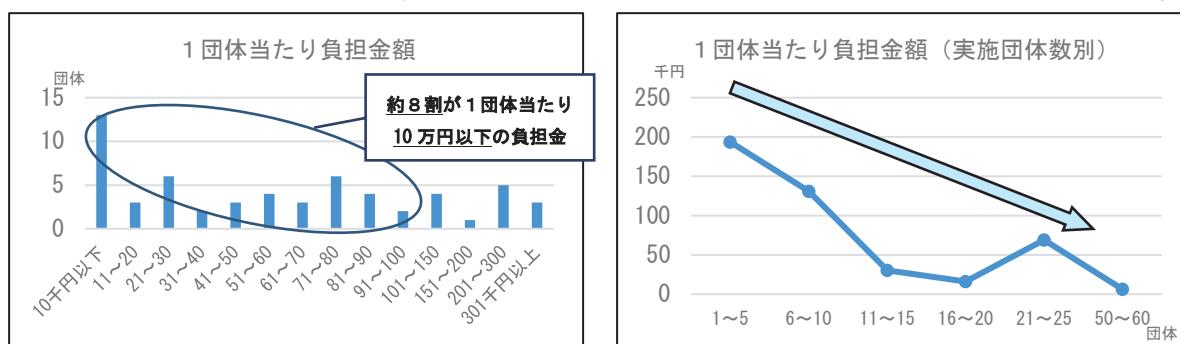
- ・県内市町村公平委員会における事務処理件数は、年数件と非常に少ない状況だが、人事評価制度の導入等に伴い、今後、処理件数の増加が予想される。
- ・県内市町村では、委員のなり手不足、ノウハウ不足等の課題を抱えており、審査請求等があった場合、処理遅滞による訴訟への発展等問題の長期化・深刻化が懸念される。

◎全国における公平委員会事務の実施状況

- ・全国では、約6割の市町村（町村では約8割）が公平委員会の共同処理を行っている。
- ・全国的に苦情相談・苦情処理の件数が増加傾向にある。

○共同処理によるメリット

- ・主な効果は、専門性の確保、公正性・中立性の確保、経費の削減等。
- ・共同処理の実施団体数が増えることにより、1団体当たり負担金額も低下傾向。



出典：公平委員会の共同処理に関する実施状況調査（平成30年8月）

※上記のデータは、「機関等の共同設置」に係るもの。

○共同処理によるデメリット

- ・団体ごとに異なる制度や運用基準の把握に時間が必要。
- ・事務局設置団体への業務負担の集中・偏在。

◎本部会からの提案

- ・今後予想される事務処理件数の増加への対応、専門性・中立性の確保、経費の削減等による行政の民主的・能率的運営を確保するためには、「公平委員会の共同設置」又は「人事委員会への事務委託」を実施することが効果的と考えられる。
- ・スケールメリット最大化のため、各市町村で統一的な共同処理方法の選択が望ましい。

○公平委員会の共同設置の特徴と課題

- ・公平委員会の設置義務がある市町村同士による公平委員会の共同設置が最適。
- ・多くの団体で共同設置を行う場合には、一定の圏域で設立された一部事務組合等（市町村総合事務組合等）による共同処理を行うことが望ましい。
- ・各団体の例規、運用等に基づき事務処理を行うため、手続が煩雑になる可能性があることから、各団体間における事務方式の統一が望ましい。

○人事委員会への事務委託の特徴と課題

- ・共同設置が困難である場合には、人事委員会への事務委託が次善策。
- ・委託団体は、公平委員会に関する権限の行使が不可能となることから、効率性の確保にも留意の上、委託・受託団体間での事前調整を図ることが望ましい。

公平委員会の共同設置の実施について

別紙3

平成30年12月
公平委員会の共同処理検討部会

◎公平委員会事務の現状と課題

県内市町村公平委員会における事務処理件数は、年に数件と非常に少ない状況ですが、人事評価制度の導入等に伴い、今後、処理件数の増加が予想されます。

一方、県内市町村の多くは、委員のなり手不足やノウハウ不足等の課題を抱えており、審査請求等があった場合、処理遅滞による訴訟への発展等、問題の長期化・深刻化が懸念されます。

○県内市町村における過去5年間の処理件数

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
苦情相談	1	4	3	5	5	18
措置要求	1	0	0	1	1	3
審査請求	0	0	1	1	1	3

出典：措置要求及び審査請求の状況等に関する調査（総務省）

◎全国における公平委員会事務の実施状況

全国の市町村においては、約6割（町村では約8割）が公平委員会の共同処理を行っている状況です。

全国における公平委員会の共同処理に関する実施状況を調査した結果、明らかとなった共同処理の主なメリット、デメリットは次のとおりです。

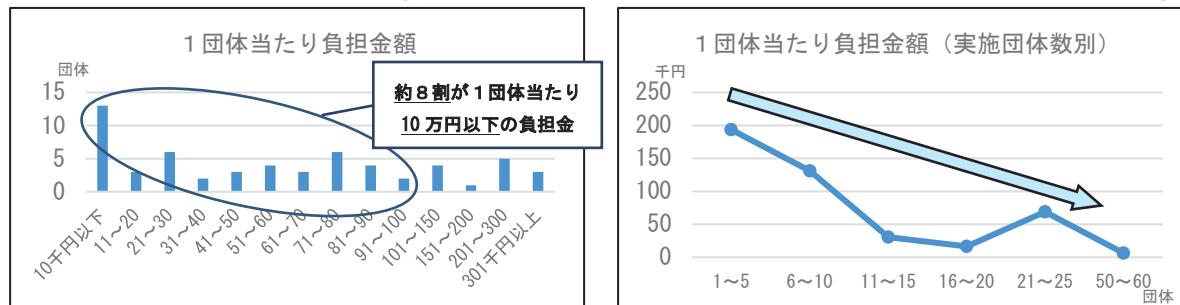
○全国の市町村における共同処理の実施状況

調査回答市町村数	共同処理実施市町村数	実施割合			
		共同設置	事務委託	一部事務組合	広域連合
市	762	243	75	113	51
町村 (人口1万人以上)	408	313	99	187	20
町村 (人口1万人未満)	501	400	167	196	34
合計	1,671	956	341	496	105
					14
					57.2%

出典：「地方公共団体相互間の協力」に係る支援状況の調査（平成29年7月）

○共同処理によるメリット

- 主な効果は、専門性の確保、公正性・中立性の確保、経費の削減等。
- 共同処理の実施団体数が増えることにより、1団体当たり負担金額も低下傾向。



出典：公平委員会の共同処理に関する実施状況調査（平成30年8月）

※上記のデータは、「機関等の共同設置」に係るもの。

○共同処理によるデメリット

- 団体ごとに異なる制度や運用基準の把握に時間が必要。
- 事務局設置団体への業務負担の集中・偏在。

◎本部会構成市町村の意向

本部会構成市町村の意向を確認したところ、10団体中8団体が共同設置を希望しており、代表団体については、市町村の様々な事務の共同処理を所管されている群馬県市町村総合事務組合」が望ましいとする旨の検討結果がまとまりました。また、共同設置を希望する市町村により構成される複数の一部事務組合等からも同様の希望が出ております。

つきましては、群馬県市町村総合事務組合におかれましては、「公平委員会の共同設置」への代表団体としての参加について、御検討くださいますようお願いいたします。

○本部会構成市町村の意向確認結果（平成30年11月）

回答	団体数	回答団体
群馬県市町村総合事務組合における 公平委員会の共同設置を希望	8	沼田市、安中市、榛東村、上野村、 中之条町、東吾妻町、みなかみ町、 明和町
群馬県人事委員会への事務の委託を希望	0	
検討中	2	館林市、南牧村